

岐 阜 県 公 報

目 次

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

ページ
一

号外 (望) 平成二十九年 四月 一日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十三号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三広報課の表の前に次のように加える。

秘書課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 叙位、叙勲及び褒章に関する事務			1 危篤叙勲又は高年齢者叙勲の具申 2 死亡者の叙位又は叙勲の具申

別表第三財政課の表五の項部長専決事項の欄第二号中「同条第十項」を「同条第九項」に改め、別表第三人事課の表中十一の項を削り、十二の項を十一の項とし、別表第三危機管理政策課の表七の項部長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、別表

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年四月一日

第三消防課の表六の項部長専決事項の欄第一号中「第四十五条第二項」を「第六十九
 条第二項」に改め、別表第三環境生活政策課の表を削り、別表第三廃棄物対策課の表の
 前に次のように加える。

環境企画課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 自然公園法 (昭和三十三年 法律第六十一 号。以下この項 中「法」といふ) 及び自然公園法 施行令(昭和三 十二年政令第二 百九十八号。以 下この項中「令 という。)の施 行事務		1 法第七条第二 項及び第八条第 二項の公園計画 に係る申出 2 法第九条第二 項の規定による 公園事業の決定 及び同条第四項 (法第九条第五 項において準用 する場合を含む) の規定による公 園事業に係る公 示	1 知事専決事項 である法第五条 第二項の国定公 園の区域の指定 の申出及び法第 六条第二項ただ し書の国定公園 の指定の解除等 に係る意見の申 出並びに部長専 決事項を除く法 及び令の施行に 関する事務
		5 法第十六条第 四項において準 用する法第十条 第十項の規定に よる公園事業の 認可及び認可事 項の変更の認可 等	
		4 法第十六条第 四項において準 用する法第十条 第六項の公園事 業の認可事項の 変更に係る認可 等	
		3 法第十六条第 三項の公園事業 の執行の認可	
		2 法第十六条第 四項において準 用する法第十条 第十項の規定に よる公園事業の 認可及び認可事 項の変更の認可 等	
		1 法第十六条第 四項において準 用する法第十四 条第三項の規定 による公園事業 の認可の取消し	
		8 法第十六条第 四項において準 用する法第十五 条第一項の規定 による原状回復 等の命令	
		9 法第二十条第 一項の規定によ る特別地域の指 定(指定の解除 及び区域の変更 を含む。)及び 同条第二項にお いて準用する法 第五条第三項の 規定による公示	
		10 法第二十一条 第一項の規定に よる特別保護地 区の指定(指定 の解除及び区域 の変更を含む。) 及び同条第二項 において準用す る法第五条第三 項の規定による 公示	
		6 への条件の付加 法第十六条第 四項において準 用する法第十一 条の規定による 改善命令	
		7 法第十六条第 四項において準 用する法第十四 条第三項の規定 による公園事業 の認可の取消し	

<p>11 法第二十三条 第二項において 準用する法第五 条第三項の規定 による公示</p> <p>12 法第二十五条 第一項の指定認 定機関の指定及 び同条第五項の 規定による指定 に係る公示</p> <p>13 法第二十七条 第四項の指定認 定機関の認定関 係事務の全部又 は一部の休止又 は廃止の許可</p> <p>14 法第二十九条 第一項の規定に よる指定認定機 関に対する監督 上必要な命令</p> <p>15 法第二十九条 第二項及び第三 項の規定による 指定認定機関の 指定の取消し並 びに同条第四項 において準用す る法第二十五条 第五項の規定に よる公示</p> <p>16 法第三十六条 第一項の規定に よる集団施設地 区の指定（指定 の解除及び区域 の変更を含む。） 及び同条第二項</p>
<p>17 法第四十三条 第四項の規定に よる風景地保護 協定に係る協議 （法第四十七条 において準用す る場合を含む。 次号から第二十 号までにおいて 同じ。）</p> <p>18 法第四十四条 第一項の規定に よる風景地保護 協定に係る公告</p> <p>19 法第四十五条 の規定による風 景地保護協定の 認可</p> <p>20 法第四十六条 の規定による風 景地保護協定の 締結又は認可の 公告</p> <p>21 法第四十九条 第一項の規定に よる公園管理団 体の指定並びに 同条第二項及び 第四項の規定に よる公示</p> <p>22 法第五十二条 の規定による公 園管理団体に対 する措置命令</p> <p>23 法第五十三条</p>

<p>二 公書紛争処理法(昭和四十五年法律第八号以下この項中「法」といつ)の施行事務</p>	
	<p>第一項の規定による公園管理団体の指定の取消し及び同条第二項の規定による公示 ²⁴ 法第五十八条の規定による受益者負担の決定及び法第五十九条の規定による原因者負担の決定 ²⁵ 法第六十七条第二項の規定による特別地域、特別保護地区又は利用調整地区の指定等に係る関係行政機関の長との協議 ²⁶ 法第七十九条第一項の規定による県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定等に係る協議</p>
<p>1 知事決裁事項である法第十六条第一項の規定による審査会の委員の任命及び同条第六項の規定による審査会の委員の罷免を除く法の施行に関する事務</p>	
	<p>三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下この項中「法」といつ)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号。以下この項中「令」といつ)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年省令第二十八号。以下この項中「省令」といつ)の施行事務</p>
<p>5 法第十四条第二項の規定による第二種特定鳥獣の捕獲の期間</p> <p>4 法第十二条第二項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限</p> <p>3 法第七条第六項(法第七条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による環境大臣への協議</p> <p>2 法第七条第一項及び第七條の二第一項の規定による計画の策定</p> <p>1 法第四条第四項(法第七条第八項、第七條の二第三項、第十二条第六項、第十四条第四項、第二十八條第九項及び第二十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定による自然環境保全審議会(以下この項中「審議会」といつ)への諮問</p>	<p>1 法第四条第四項(法第七条第八項、第七條の二第三項、第十二条第六項、第十四条第四項、第二十八條第九項及び第二十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定による自然環境保全審議会(以下この項中「審議会」といつ)への諮問</p> <p>2 法第七条第一項及び第七條の二第一項の規定による計画の策定</p> <p>3 法第七条第六項(法第七条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による環境大臣への協議</p> <p>4 法第十二条第二項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限</p> <p>5 法第十四条第二項の規定による第二種特定鳥獣の捕獲の期間</p>
	<p>1 知事決裁事項である法第四条第一項の規定による鳥獣保護管理事業計画の策定、部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項を除く法、令及び省令の施行に関する事務</p>

の延長又は同条第三項の規定による禁止又は制限の解除

6 法第十五条第一項の規定による指定猟法禁止区域の指定

7 法第十八条の二第一項の規定による鳥獣捕獲等事業の認定及び第十八条の七第一項の規定による変更の認定並びに第十八条の八第二項の規定による更新の認定

8 法第十八条の十第二項の規定による認定の取消し

9 法第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定及び同条第八項の規定による解除

10 法第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定及び同条第三項の規定による解除並びに同条第四項及び第五項において読み替えて準用する法第十二

条第四項の規定による環境大臣への協議

11 法第二十九条第七項ただし書の規定による支障がないと認められる行為の指定

12 法第二十九条第七項第四号の規定による特別保護指定区域の指定

13 法第三十一条第一項の規定による所属職員による立入検査

14 法第三十四条第一項の規定による休猟区の指定及び法第三十五条第一項の規定による特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域の指定

15 法第四十一条の狩猟免許試験の実施

16 法第五十条第一項の規定による試験の停止又は合格の決定の取消し及び同条第三項の規定による受験の禁止

17 法第五十二条

<p>四 生物多様性基 本法(平成二十 年法律五十八号 以下この項中 「法」という。 の施行事務</p>	
<p>1 法第十三条第 三項の規定によ る生物多様性地 域戦略の公表等 (同条第四項に おいて準用する 場合を含む。)</p>	<p>18 法第六十三條 の規定による狩 猟者登録の抹消 19 法第六十四條 の規定による狩 猟者登録の取消 し又は効力の停 止 20 法第六十八條 第一項の猟区の 管理の認可、法 第七十一條第一 項の猟区管理規 程の変更の認可 及び法第七十二 條第一項の規定 による認可の取 消し 21 法第七十三條 第二項において 読み替えて準用 する同条第一項 の規定による獵 区の維持管理に 関する事務の委 託及び審議会へ の諮問</p>
<p>1 知事決裁事項 である法第十三 條第一項の規定 による生物多様 性地域戦略の策 定及び部長専決 事項を除く法の</p>	
<p>六 岐阜県立自然 公園条例(昭和 三十九年条例第 四十五号。以下 この項中「条例 という。及び 岐阜県立自然公 園条例施行規則 (昭和四十年規 則第二十一号。 以下この項中 「規則」という。 の施行事務</p>	<p>五 地域における 多様な主体の連 携による生物の 多様性の保全の ための活動の促 進等に関する法 律(平成二十二 年法律第七十二 号。以下この項 中「法」という。 の施行事務</p>
<p>3 条例第七條第 一項の規定によ</p>	<p>1 法第四条第七 項(同条第十三 項において準用 する場を各号) の規定による市 町村との協議</p>
<p>2 条例第六條第 一項の規定によ る公園計画に係 る関係市町村及 び審議会からの 意見の聴取並び に決定並びに同 条第二項の規定 による公示</p>	<p>1 条例第四条第 一項の規定によ る自然公園の指 定に係る岐阜県 自然環境保全審 議会(以下この 項中「審議会」 という。)への 諮問並びに条例 第五条第一項の 規定による指定 の解除及び区域 の変更に係る審 議会への諮問</p>
<p>1 知事決裁事項 である条例第四 條第一項の規定 による自然公園 の区域の指定及 び同条第二項の 規定による公示 並びに条例第五 條第一項の規定 による指定の解 除及び同条第二 項において準用 する条例第四条 第二項の規定に よる公示並びに 部長専決事項を 除く条例及び規 則の施行に關す る事務</p>	<p>1 部長専決事項 を除く法の施行 に關する事務</p> <p>施行に關する事 務</p>

	<p>る公園計画の廃止及び変更に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同条第二項において準用する条例第六條第二項の規定による公示</p> <p>4 条例第七條の二第一項の規定による公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の規定による公示（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>5 条例第八條第三項の一部執行の認可及び同条第十項の規定による条件の付加</p> <p>6 条例第八條の二の規定による改善命令</p> <p>7 条例第八條の五第三項の規定による公園事業の執行の認可の取消し</p> <p>8 条例第八條の六第一項の規定による原状回復等の命令及び同</p>
<p>七 岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年条例第十七号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	
<p>1 条例第十三條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針に係る岐阜県自然環境保全審議会（以下この項中「審議会」という。）への諮問</p> <p>2 条例第十四條第三項の規定による自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定に係る関係市町村長等との協議等、同条第四項の規定による</p>	<p>9 条例第九條第一項の規定による特別地域の指定及び同条第三項において準用する条例第四條第二項の規定による公示</p> <p>10 条例第二十二條第一項の集団施設地区の指定及び同条第二項において準用する条例第四條第二項の規定による公示</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第十三條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の策定及び変更並びに条例第十四條第一項及び第二十五條の区域の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）並びに条例第十四條第七項の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事</p>	

<p>条例第四十六号 以下この項中 「条例」という の施行事務</p>	<p>十 岐阜県希少野生生物保護条例（平成十五年条例第二十二号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年規則第百号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>
<p>の管理業務の休止又は廃止の承認</p>	<p>1 条例第七条第三項の規定による希少野生生物保護基本方針の策定に係る岐阜県自然環境保全審議会（次号及び第五号において「審議会」という。）への諮問及び同条第四項の規定による公表（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>2 条例第八条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による指定希少野生生物の指定及び指定の解除に係る審議会への諮問</p> <p>3 条例第八条第二項の規定による指定希少野生</p>
<p>者の指定、条例第八条第一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止命令並びに条例第十三条の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>	<p>1 知事決裁事項である条例第七条第一項の規定による希少野生生物保護基本方針の策定並びに条例第八条第一項の規定による指定希少野生生物の指定及び同条第七項の規定による指定の解除並びに部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>
<p>生物の指定の案の公示及び同条第四項の規定による公聴会の開催</p> <p>4 条例第十九条第一項の規定による指定希少野生生物保護区の指定</p> <p>5 条例第十九条第三項（条例第二十一条第七項において準用する場合を含む。）第七号において同じ。）の規定による審議会への諮問及び関係市町村からの意見聴取</p> <p>6 条例第十九条第四項（条例第二十一条第七項において読み替えて準用する場合を含む。第八号において同じ。）の規定による公示及び縦覧</p> <p>7 条例第十九条第六項の規定による公聴会の開催</p> <p>8 条例第十九条第七項の規定による告示</p> <p>9 条例第二十一条第一項の規定</p>	<p>9 条例第二十一条第一項の規定</p>

<p>十四 特定特殊自動車排出ガスの</p>	
<p>1 法第十八条第二項の規定による</p>	<p>による立入制限地区の指定及び同条第三項の規定による指定の解除 10 条例第二十六条第一項の規定による野生生物保護推進員の委嘱及び同条第五項の規定による解囀 11 条例第二十八条第一項の規定による保護整備事業計画の策定並びに同条第三項の規定による告示及び閲覧（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。） 12 条例第二十九条第三項の保護整備事業の認定及び同条第四項の規定による告示 13 条例第三十一条第二項及び第三項の規定による認定の取消し</p>

別表第三環境管理課の表中十八の項を十九の項とし、十四の項から十七の項までを一項ずつ繰り下げ、十三の項の次に次のように加える。

	<p>規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>
	<p>副知事専決事項</p>
<p>5 法第五十三條の十三第一項の契約条件変更の承認</p>	<p>部長専決事項 1 法第十二條の二第三項において準用する保険業法第三百六條及び第三百七條第一項の規定による命令 2 法第五十條の十二の規定による共済計理人の解任命令 3 法第五十三條の四第三項の規定による契約条件変更申出の承認 4 法第五十三條の五の規定による措置命令 5 法第五十三條の十三第一項の契約条件変更の承認</p>
	<p>課長専決事項 1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

別表第三環境管理課の表の次に次のように加える。
 県民生活課

<p>報告 2 法第二十九條第四項の規定による主務大臣への報告 3 法第三十條第四項の規定による主務大臣への報告</p>	<p>報告 2 法第二十九條第四項の規定による主務大臣への報告 3 法第三十條第四項の規定による主務大臣への報告</p>	<p>報告 2 法第二十九條第四項の規定による主務大臣への報告 3 法第三十條第四項の規定による主務大臣への報告</p>	
--	--	--	--

<p>二 宗教法人法 (昭和二十六年 法律第百二十六 号。以下この項 中「法」といふ) の施行事務</p>	
<p>1 法第十四条第 一項の規定によ る規則の認証 2 法第七十九条 第一項の規定に よる事業の停止 命令 3 法第八十条第 一項の規定によ る規則の認証の 取消し 4 法第八十一条 第一項の規定に よる裁判所への</p>	<p>6 法第五十八条 の規定による組 合の設立の認可 7 法第六十二条 第二項の組合の 解散の認可 8 法第六十九条 第一項の組合の 合併の認可 9 法第九十四条 の二第一項及び 第二項の規定に よる命令並びに 同条第四項及び 第五項の規定に よる認可の取消 し 10 法第九十五条 各項の規定によ る命令 11 法第九十六条 第一項の規定に よる法令等に違 反した議決等の 取消し</p>
<p>1 部長専決事項 を除く法の施行 に関する事務</p>	
<p>六 不当景品類及 び不当表示防止 法(昭和三十七 年法律第百三十 七号。以下この 項中「法」とい う。)及び不当 景品類及び不当 表示防止法施行 令(平成二十一 年政令第二百十 八号。以下この 事務</p>	<p>三 割賦販売法 (昭和三十六年 法律第百五十九 号。以下この項 中「法」といふ) の施行事務</p>
<p>1 法第三十三条 第十一項及び令 第二十三条第一 項において都道 府県知事が行う こととされた法 第七条第一項の 規定による命令</p>	<p>1 法第三十五条 の三の二十一第 一項の規定によ る改善命令 2 法第三十五条 の三の三十二第 二項の規定によ る登録の取消し 及び業務停止命 令</p>
<p>1 部長専決事項 を除く法及び令 の施行に関する 事務</p>	<p>1 部長専決事項 を除く法の施行 に関する事務</p>

<p>項中「令」という。)の施行事務</p>	<p>七 登録免許税法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>八 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第十号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>九 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>十 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第</p>
<p>1 特定物資の売渡しに係る法第四十一条の規定による指示、同条第一項の規定による命令及</p>				
<p>1 法第三条の特定物資の価格の動向等の調査</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 法別表第三の十二の項の第三欄の第一号に掲げる登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨の証明(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡及び本巣郡の区域に係るものに限る。)</p>	
<p>十三 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四十四年法律第五十三号。以下この項中「法」という。)</p>		<p>十二 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>十一 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第三十一号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>四十八号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>
<p>1 法第十条の規定による指示 2 法第十一条の規定による業務の停止命令等</p>	<p>1 法第十条、第二十五条、第二十九条、第三十九条、第四十七条、第五十七条及び第五十八条の十三の規定による業務等の停止の命令及び公表</p>	<p>1 法第七条、第十四条、第二十二号、第三十八号、第四十六号、第五十六号及び第五十八号の十二の規定による指示</p>	<p>1 法第六条第三項の規定による指示に従わなかつた旨の公表 2 法第七条第一項の規定による標準価格に関する指示及び同条第二項の規定による公表</p>	<p>び同条第四項の裁定</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>		<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六条第二項の規定による標準価格等の表示の指示</p>	

		<p>の施行事務</p> <p>十四 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号以下この項中「法」といふ)の施行事務</p>
<p>8 法第五十八条 第一項の特例認定特定非営利活動法人の特例認定</p>	<p>1 法第十条第一項の特定非営利活動法人の設立の認定</p> <p>2 法第十三条第三項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定による特定非営利活動法人の設立の認定の取消し</p> <p>3 法第三十一条第二項の特定非営利活動法人の解散の認定</p> <p>4 法第三十四条第三項の特定非営利活動法人の合併の認定</p> <p>5 法第四十二条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令</p> <p>6 法第四十四条第一項の認定特定非営利活動法人の認定</p> <p>7 法第五十一条第二項の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>十五 岐阜県消費生活条例(昭和五十年条例第二十九号。以下こ</p>		
<p>2 条例第十三条</p>	<p>1 条例第十条の規定による危害防止措置の勧告</p> <p>9 法第六十三条第一項及び第二項の認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人(以下この項中「認定特定非営利活動法人等」といふ。)の合併の認定</p> <p>10 法第六十五条第四項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する改善命令</p> <p>11 法第六十六条第一項の規定による認定特定非営利活動法人に対するその他の事業の停止命令</p> <p>12 法第六十七条第一項及び第二項(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による認定特定非営利活動法人等の認定又は特例認定の取消し</p>	
<p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>		

<p>の項中「条例」という。）の施行事務</p>		<p>第一項の規定による基準の設定 3 条例第十四条第二項の規定による基準遵守の勧告 4 条例第十六条第二項の規定による不当な取引方法改善の勧告 5 条例第二十六条第一項の規定による特定必需物資の指定 6 条例第二十七条の規定による不当な事業活動是正の勧告 7 条例第四十一条の規定による公表</p>	<p>1 金融知識普及に功績のあつた個人又は団体の表彰及び金融庁長官への表彰の内申</p>
<p>十七 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第十八条第一項の規定による技術基準適合命令 2 法第二十八条第二項の指導及</p>	<p>1 部長専決事項を除く事務委任規則別表第三県事務所長の部二十一の六の項各号に掲げる事務</p>

別表第三自然環境保全課の表、文化振興課の表及び県民生活相談センターの表を削り、別表第三岐阜地域環境室の表中二十四の項を二十五の項とし、十七の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、十六の項の次に次のように加える。

<p>務</p>		<p>3 比助言 法第二十九条第二項の規定による報告徴収</p>	
<p>別表第三岐阜地域環境室の表の次に次のように加える。 文化創造課</p>			
<p>事務の種類 一 岐阜県文化芸術振興基金に関する事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項 1 別表第一二の表一の部七の項部長専決事項の欄に掲げる額の支出負担行為</p>	<p>課長専決事項 1 別表第一二の表一の部七の項課長専決事項の欄に掲げる額の支出負担行為 2 調定決議、収入命令及び支出命令</p>
<p>文化伝承課 事務の種類 一 都市公園法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項 1 岐阜県百年公園（博物館に係る区域に限る。）に関する法第六条第一項の占用の許可又は同条第三項の占用の変更の許可</p>	<p>課長専決事項 1 別表第一二の表一の部七の項課長専決事項の欄に掲げる額の支出負担行為 2 調定決議、収入命令及び支出命令</p>
<p>二 岐阜県美術館美術品取得基金に関する事務</p>		<p>1 別表第一二の表一の部七の項部長専決事項の欄に掲げる額の支出負担行為</p>	<p>1 別表第一二の表一の部七の項課長専決事項の欄に掲げる額の支出負担行為 2 調定決議、収入命令及び支出命令</p>

別表第三健康福祉政策課の表二の項部長専決事項の欄中第十五号を第二十号とし、第十四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

7 法第五十五条の二第九項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の社会福祉充実計画の承認

8 法第五十五条の四の規定による承認社会福祉充実計画の終了の承認

別表第三健康福祉政策課の表二の項部長専決事項の欄第二号中「第四十三条第二項及び第四十九条第三項」を「第四十五条の三十六第三項、第五十条第四項及び第五十四条の六第三項」に改め、同号の次に次の三号を加える。

3 法第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

4 法第四十五条の六第二項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

5 法第四十五条の九第五項の評議員会の招集の許可

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第十五号中「第三十条の四第八項及び第九項」を「第三十条の四第八項から第十項まで」に改め、同欄第二十四号中「第五十五条第六項」の下に「法第七十条の十五において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同欄第三十号中「第六十七条」の下に「法第七十条の二十三において読み替えて準用する場合を含む。」を加え、同項に次の六号を加える。

31 法第七十条の三第一項の規定による医療連携推進認定

32 法第七十条の八第三項の医療連携推進業務の実施に支障のないことの確認

33 法第七十条の十八第一項において読み替えて準用する法第五十四条の九第四項の規定による地域医療連携推進法人の定款の変更の認可

34 法第七十条の十九第一項の代表理事の選定及び解職の認可

35 法第七十条の二十において読み替えて準用する法第六十四条第一項の規定による地域医療連携推進法人への措置の命令及び同条第二項の規定による業務の停止の命令又は役員解任の勧告

36 法第七十条の二十一第一項の規定による医療連携推進認定の取消し

別表第三医療整備課の表中二十四の項を二十五の項とし、十八の項から二十三の項までを一号ずつ繰り下げ、同表十七の項中「岐阜県立看護大学の設置及び管理又は」を削り、同項部長専決事項の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第十号中「第四十条第三項の法人（岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものに限る。）の利益の残余の処理の承認及び同条第四項」を「第四

十条第四項」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄中第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄第一号中「第七十一条第二項及び第八項並びに第七十二条第一項」、「法第二十三条第一項の法人（岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものに限る。）の料金の上限の認可又はその変更の認可」及び「岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものを除く。」を削り、同項を同表十八の項とし、同表第十六の項を削り、同項の次に次のように加える。

<p>十七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第四十四条第四項の規定による徴収の請求を受けたときの処分 2 法第七十二条第一項の規定による保険医療機関等に対する検査等 3 法第二百二十七条において準用する国民健康保険法第八十九条第一項の審査委員会の権限の行使に係る承認 4 法第三百三十四条第二項の規定による保険者に対する検査等 5 法第五百二十二条第一項の規定による高齢者医療制度関係業務に関する検査等</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	---	------------------------------

別表第三医療整備課の表中十五の項を十四の項とし、十二の項から十四の項までを一号ずつ繰り下げ、十一の項の次に次のように加える。

<p>一 看護師等の人</p>	<p>事務の種類</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>1 法第十四条第</p>	<p>1 部長専決事項</p>	<p>別表第三医療整備課の表の次に次のように加える。 医療福祉連携推進課</p>	<p>十二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第十七条第一項の組合の設立の認可 2 法第二十五条第一項の理事の処分に係る指揮 3 法第三十二条第二項の組合の解散の認可 4 法第四十五条第三項の診療報酬の額の認可 5 法第四十五条の二第一項の規定による保険医療機関等に対する検査等 6 法第八十条第一項の滞納処分の認可 7 法第八十四条第一項の連合会の設立の認可 8 法第八十九条第一項の審査委員会の権限の行使に係る承認 9 法第八十八条第一項から第四項までの規定による組合等への改善の命令等</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
			<p>4 法第二十六条の諮問</p>	<p>材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p> <p>二 地方独立行政法人法（以下この項中「法」という。）の施行事務（県が設立団体である地方独立行政法人（以下この項中「法人」という。）であつて、岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものに限る。）</p> <p>1 法第六条第五項の規定による法人に出資する財産のうち金銭以外のものの価額の評価 2 法第二十二條第一項の法人の業務方法書の認可又はその変更の認可 3 法第二十二條第三項、第二十五條第三項、第二十六條第三項、第三十一條第二項、第三十四條第三項、第四十條第五項、第四十一條第四項、第四十二條の二第五項及び第六項、第四十四條第二項、第八十八條第二項並びに第一百十二條第二項の規定による地方独立行政法人評価委員会への諮問</p> <p>1 知事決裁事項である法第七条の規定による法人の定款の制定及び法人の設立に係る認可申請、法第八條第二項の規定による法人の定款の変更及びこれに係る認可申請、法第十四條第一項、第七十一條第二項及び第八項並びに第七十二條第一項の規定による法人の理事長の任命、法第十四條第二項の規定による法人の監事の任命、法第十七條第一項から第三項までの規定による法人の役員解任、法第二十三條第一項の法人の料金の上限の認可又はその変更の認可、法第二十五條第一項</p> <p>を除外法の施行に関する事務</p>					

<p>「法」というものの施行事務（食品の表示に関するものに限る。）</p> <p>2 法第三十二条第二項の規定による措置命令</p> <p>に関する事務</p>	<p>別表第三業務水道課の表の次に次のように加える。</p> <p>地域福祉課</p>	<p>事務の種類</p> <p>一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この項中「法」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号。以下この項中「令」という。）の施行事務</p> <p>副知事専決事項</p> <p>部長専決事項</p> <p>1 法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定</p> <p>2 令第七条の規定による養成施設の指定の取消し</p> <p>課長専決事項</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	<p>二 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号。以下この項中「法」という。）及び民生委員及び児童委員表彰規則（昭和三十五年省令第三十四号。以下この項中「省令」という。）の施行事務</p> <p>1 法第四条第一項の規定による委員の定数の決定</p> <p>2 法第七条の規定による委員の再推薦の命令等</p> <p>3 法第十一条第一項の規定による委員の解雇の具申</p> <p>4 法第二十条第一項の民生委員協議会の区域の設定</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p>
<p>5 省令第六条の規定による委員の表彰の具申</p> <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>三 社会福祉法（以下この項中「法」という。）の施行事務（社会福祉協議会に係るものに限る。）</p>	<p>1 法第三十二条（法第四十五条の三十六第三項第五十条第四項及び第五十四条の六第三項において準用する場合を含む。）の社会福祉法人の定款の認可</p> <p>2 法第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任</p> <p>3 法第四十五条の六第二項の規定による一時役員職務を行うべき者の選任</p> <p>4 法第四十五条の九第五項の評議員会の招集の許可</p> <p>5 法第四十六条第二項の解散の認可又は認定</p> <p>6 法第五十五条の二第九項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の社会福祉充実計画の承認</p> <p>7 法第五十五条</p>	<p>7 法第五十五条</p>

	<p>の四の規定による承認社会福祉充実計画の終了の承認</p> <p>8 法第五十六条 第四項の規定による改善の勧告</p> <p>9 法第五十六条 第五項の規定による公表</p> <p>10 法第五十六条 第六項の規定による措置の命令</p> <p>11 法第五十六条 第七項の規定による業務の停止の命令及び役員解職の勧告</p> <p>12 法第五十六条 第八項の規定による解散の命令</p> <p>13 法第五十七条 の規定による公益事業又は収益事業の停止の命令</p> <p>14 法第五十八条 第二項第二号の規定による予算の変更の勧告及び同項第三号の規定による役員解職の勧告</p> <p>15 法第五十八条 第三項の規定による補助金等の返還の命令</p> <p>16 法第六十二条 第二項の社会福</p>	
	<p>四 生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号。以下この項中「法」といふ)の施行事務</p>	<p>1 法第二十三条 第一項の市町村長の行う事務の監査</p> <p>2 法第四十条 第一項の規定による保護施設の設置</p> <p>3 法第四十条 第二項の規定による保護施設の設置の届出の受付</p> <p>4 法第四十一条 第三項及び第五項の保護施設の設置等並びに法第四十二条の廃止等の認可</p> <p>5 法第四十三条 第一項の保護施設の運営に係る指導</p> <p>6 法第四十五条 第一項及び第二項の規定による保護施設の設備等の改善の命令</p> <p>17 法第六十七条 第二項の事業の開始の許可</p> <p>18 法第七十一条 の規定による措置の命令</p> <p>19 法七十二條 の規定による社会福祉事業の許可の取消し等</p> <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

<p>六 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第</p>	<p>五 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する事務（戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年省令第四十六号以下この項中「省令」という。）の施行事務）</p>																												
<p>1 法第十条第二項の生活困窮者就労訓練事業の</p>	<p>1 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十四条第二項の規定による戦傷病者への受診の命令 2 省令第十五条第二項の規定による業者の指定 3 省令第十七条の規定による請求の却下等</p>	<p>7 法第五十一条第二項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関等の指定の取消し等 8 法第五十三条第四項（法第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において準用する場合を含む。）の規定による診療報酬支払事務の委託</p>																											
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する事務</p>																												
<p>百五号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>																													
<p>7 法第五十五条の四の承認社会福祉充実計画の終了の承認</p>	<p>11 旧軍人等の恩給等に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 1164 550 1624"> <p>十 引揚者等の援護に関する事務</p> </td> <td data-bbox="550 1164 662 1624"> <p>九 旧軍人軍属戦没者等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="662 1164 774 1624"> <p>八 未帰還者等の援護に関する事務</p> </td> <td data-bbox="774 1164 885 1624"> <p>七 行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="885 1164 997 1624"> <p>六 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="997 1164 1109 1624"> <p>五 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1109 1164 1220 1624"> <p>四 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1220 1164 1332 1624"> <p>三 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1332 1164 1436 1624"> <p>二 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1624 550 2096"> <p>1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第十四条の規定による特別交付金の返還の命令等</p> </td> <td data-bbox="550 1624 662 2096"> <p>1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第十四条の規定による特別交付金の返還の命令等</p> </td> <td data-bbox="662 1624 774 2096"> <p>1 未帰還者の戦時死亡宣告の請求</p> </td> <td data-bbox="774 1624 885 2096"> <p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="885 1624 997 2096"> <p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="997 1624 1109 2096"> <p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1109 1624 1220 2096"> <p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1220 1624 1332 2096"> <p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1332 1624 1436 2096"> <p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 2096 550 2096"> <p>1 旧軍人等の恩給等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="550 2096 662 2096"> <p>1 旧軍人軍属戦没者等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="662 2096 774 2096"> <p>1 部長専決事項を除く引揚者等の援護に関する事務</p> </td> <td data-bbox="774 2096 885 2096"> <p>1 部長専決事項を除く未帰還者等の援護に関する事務</p> </td> <td data-bbox="885 2096 997 2096"> <p>1 部長専決事項を除く行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="997 2096 1109 2096"> <p>1 部長専決事項を除く行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1109 2096 1220 2096"> <p>1 部長専決事項を除く行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1220 2096 1332 2096"> <p>1 部長専決事項を除く行旅病人等に関する事務</p> </td> <td data-bbox="1332 2096 1436 2096"> <p>1 部長専決事項を除く行旅病人等に関する事務</p> </td> </tr> </table>	<p>十 引揚者等の援護に関する事務</p>	<p>九 旧軍人軍属戦没者等に関する事務</p>	<p>八 未帰還者等の援護に関する事務</p>	<p>七 行旅病人等に関する事務</p>	<p>六 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>五 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>四 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>三 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>二 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第十四条の規定による特別交付金の返還の命令等</p>	<p>1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第十四条の規定による特別交付金の返還の命令等</p>	<p>1 未帰還者の戦時死亡宣告の請求</p>	<p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>1 旧軍人等の恩給等に関する事務</p>	<p>1 旧軍人軍属戦没者等に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く引揚者等の援護に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く未帰還者等の援護に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く行旅病人等に関する事務</p>									
<p>十 引揚者等の援護に関する事務</p>	<p>九 旧軍人軍属戦没者等に関する事務</p>	<p>八 未帰還者等の援護に関する事務</p>	<p>七 行旅病人等に関する事務</p>	<p>六 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>五 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>四 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>三 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>二 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>																					
<p>1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第十四条の規定による特別交付金の返還の命令等</p>	<p>1 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第十四条の規定による特別交付金の返還の命令等</p>	<p>1 未帰還者の戦時死亡宣告の請求</p>	<p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>	<p>1 外国人たる行旅病人等に関する事務</p>																					
<p>1 旧軍人等の恩給等に関する事務</p>	<p>1 旧軍人軍属戦没者等に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く引揚者等の援護に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く未帰還者等の援護に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く行旅病人等に関する事務</p>																									

別表第三高齢福祉課の表一の項部長専決事項の欄中第十四号を第十九号とし、第三号から第十三号までを五号ずつ繰り下げ、第二号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

6 法第五十五条の二第九項（法第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の社会福祉充実計画の承認

別表第三高齢福祉課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第四十三條第二項及び第四十九條第三項」を「第四十五條の三十六第三項、第五十條第四項及び第五十四條の六第三項」に改め、同号の次に次の三号を加える。

2 法第四十二條第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

3 法第四十五條の六第二項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

4 法第四十五條の九第五項の評議員会の招集の許可

別表第三障害福祉課の表三の項部長専決事項の欄中第十四号を第十九号とし、第三号から第十三号までを五号ずつ繰り下げ、第二号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

6 法第五十五條の二第九項（法第五十五條の三第三項において準用する場合を含む。）の社会福祉充実計画の承認

7 法第五十五條の四の承認社会福祉充実計画の終了の承認

別表第三障害福祉課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「第四十三條第二項及び第四十九條第三項」を「第四十五條の三十六第三項、第五十條第四項及び第五十四條の六第三項」に改め、同号の次に次の三号を加える。

2 法第四十二條第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

3 法第四十五條の六第二項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

4 法第四十五條の九第五項の評議員会の招集の許可

別表第三地域福祉国保課の表を削り、別表第三子育て支援課の表二の項部長専決事項の欄中第十四号を第十九号とし、第三号から第十三号までを五号ずつ繰り下げ、第二号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

6 法第五十五條の二第九項（法第五十五條の三第三項において準用する場合を含む。）の社会福祉充実計画の承認

7 法第五十五條の四の承認社会福祉充実計画の終了の承認

別表第三子育て支援課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第四十三條第二項及び第四十九條第三項」を「第四十五條の三十六第三項、第五十條第四項及び第五十四條の六第三項」に改め、同号の次に次の三号を加える。

2 法第四十二條第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

3 法第四十五條の六第二項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

4 法第四十五條の九第五項の評議員会の招集の許可

別表第三子ども家庭課の表一の項部長専決事項の欄中第七号を第八号とし、第二号か

ら第六号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第一号中「第六條の四第一項」を「第六條の四第三号」に改め、同欄に第一号として次の一号を加える。

1 法第六條の四第一号及び第二号の規定による養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録

別表第三子ども家庭課の表二の項部長専決事項の欄中第十四号を第十九号とし、第三号から第十三号までを五号ずつ繰り下げ、第二号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

6 法第五十五條の二第九項（法第五十五條の三第三項において準用する場合を含む。）の社会福祉充実計画の承認

7 法第五十五條の四の承認社会福祉充実計画の終了の承認

別表第三子ども家庭課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第四十三條第二項及び第四十九條第三項」を「第四十五條の三十六第三項、第五十條第四項及び第五十四條の六第三項」に改め、同号の次に次の三号を加える。

2 法第四十二條第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

3 法第四十五條の六第二項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

4 法第四十五條の九第五項の評議員会の招集の許可

別表第三子ども家庭課の表に次のように加える。

五 子どもの貧困対策に関する事務		1 子どもの貧困対策に関する事務
------------------	--	------------------

別表第三商業・金融課の表に次のように加える。

十 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号。以下この項中「法」という。）及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律		1 法及び省令の施行に関する事務
--	--	------------------

施行規則（平成二十一年省令第二十二号。以下この項中「省令」という。）の施行事務			
---	--	--	--

別表第三労働雇用課の表五の項部長専決事項の欄第一号中「第十三条第一項の」を「第十三条第一項に規定する」に改め、同号を同欄第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

1 法第三十二条第一項の規定による労働者の職業の安定に関し必要な措置の要請
別表第三労働雇用課の表五の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

3 省令第十三条の三に規定する雇用対策協定の締結

別表第三労働雇用課の表六の項中「いう。」の下に「及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年省令第二十四号。以下この項中「省令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄に次の九号を加える。

1 法第七条第一項の規定による職業能力開発計画の策定

2 法第七条第五項において準用する法第六条の職業訓練の実施等に関する勧告

3 法第二十四条第一項の職業訓練の認定及び同条第三項の規定による認定の取消し

4 法第四十条第二項の法人の解散の認可

5 法第四十二条第二項及び第三項の法人の財産の帰属の認可

6 法第九十条において準用する法第六十四条第二項の役員を選任の認可

7 法第九十条において準用する法第七十条第二項の協会の解散の認可

8 法第九十条において準用する法第七十五条の規定による勧告及び同条第一号の規定による業務停止命令

9 法第九十一条第一項の審議会その他の合議制の機関への諮問

別表第三労働雇用課の表六の項部長専決事項の欄を次のように改める。

1 知事決裁事項である法第三十六条の法人の設立の認可、法第四十一条の規定による法人の設立の認可の取消し並びに法第九十条において準用する法第六十一条及び第七十五条第二号の規定による協会の設立の認可及び設立の認可の取消し並びに部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務

別表第三労働雇用課の表中七の項及び八の項を削り、九の項を七の項とし、十の項を

八の項とし、同表の次に次のように加える。

産業人材課

事務の種類	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
一 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務		1 法の施行に関する事務	
二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号。以下この項中「法」という。）の施行事務		1 法の施行に関する事務	

別表第三産業技術課の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、別表第三岐阜地域産業労働室の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）附則第五号第二項の規定によりなお従前の			
			1 旧法第九条第一項の勧告 2 旧法第十条第一項の規定による変更命令 3 旧法第十一条第二項の規定による期間の短縮

例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号、以下この項中「旧法」という。)の施行事務			
--	--	--	--

別表第三観光誘客課の表中「観光誘客課」を「海外戦略推進課」に改め、同表一の項部長専決事項の欄第二号中「第二十六条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「懲戒」を「規定による処分」に改める。
別表第三農村振興課の表に次のように加える。

九 都市農業振興 基本法(平成一十七年法律第十四号、以下この項中「法」という。)の施行事務		1 法第十条第一項の規定による都市農業の振興に関する計画の策定及び同条第四項の変更	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
--	--	---	-----------------------

別表第三林政課の表一の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

10 法第十条の十二の五第一項の裁定

11 法第十条の十二の六の規定による通知及び公告

別表第三林政課の表三の項部長専決事項の欄第二号中「及び第八十四条第三項」を「第八十四条第三項及び第百条の八第二項(第百条の十八及び第百条の二十四において準用する場合を含む。)」に改め、別表第三恵みの森づくり推進課の表を削り、別表第三森林整備課の表三の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

4 法第十一条第一項の規定による契約条項の変更の承認
別表第三治山課の表に次のように加える。

四 岐阜県水源地 域保全条例(平		1 条例第十九条の規定による勸	1 部長専決事項を除く条例の施
---------------------	--	-----------------	-----------------

成二十五年条例第二十四号。以下この項中「条例」という。)の施行事務		2 告 条例第二十條第一項の規定による公表	行に関する事務
-----------------------------------	--	--------------------------	---------

別表第三用地課の表二の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

4 法第二十八条の三第二項の形質の変更の許可

別表第三用地課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「第十一条第二項の」及び「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十九条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第二十四条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第二十五条第二項の」の下に「規定による」を加え、別表第三河川課の表七の項部長専決事項の欄第八号中「第三項」を「第五項」に改め、同項部長専決事項の欄中第二十七号を第三十一号とし、第十九号から第二十六号までを四号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

21 法第五十八条の四第一項の許可

22 法第五十八条の六第一項の許可

別表第三河川課の表七の項部長専決事項の欄中第十七号を第十九号とし、第七号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

8 法第二十七条第一項の許可

別表第三河川課の表七の項部長専決事項の欄第五号の次に次の一号を加える。

6 法第二十五条の許可

別表第三建築指導課の表六の項部長専決事項の欄を次のように改める。

1 法第七十八条第三項の規定による開発審査会の委員の任命
2 法第七十八条第五項又は第六項の規定による開発審査会の委員の解任

別表第三建築指導課の表中十三の項を十五の項とし、十二の項を十四の項とし、十一の項を十三の項とし、十の項を十一の項とし、同項の次に次のように加える。

十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五			1 法及び規則の施行に関する事務
--------------------------------------	--	--	------------------

<p>十三号。以下この項中「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年省令第五号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>			
--	--	--	--

別表第三建築指導課の表中九の項を十の項とし、八の項の次に次のように加える。

<p>九 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百一十三号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>			
--	--	--	--

別表第三社会教育文化課の表を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第三医療整備課の表六の項の改正規定は、平成二十九年四月二日から施行する。

<p>1 法第五条第一項の規定による都道府県耐震改修促進計画の策定</p> <p>2 法第五条第七項の都道府県耐震改修促進計画の変更</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	------------------------------

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社